

## 児童虐待防止対策の更なる推進について（案）

令和 4 年 ※ 月 ※ 日  
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

（はじめに）

全国の児童相談所における虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、令和 2 年度には 20 万件を超えている。また虐待により死亡する事件は後を絶たず、多くのかげがえのないこどもの命が失われている。

政府においては、これまで、平成 30 年 7 月 20 日に、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定したほか、同年 12 月 18 日には、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定した。

さらに、平成 31 年 2 月 8 日には、関係閣僚会議において、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定したほか、同年 3 月 19 日に「児童虐待防止対策の抜本的強化」を決定した上で児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案を国会に提出するなどにより児童虐待対策の取組を進めてきた。

今回、これらの取組についてフォローアップを行った上で、引き続き実施すべきものについて取り組んでいくとともに、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制を構築する。

また、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・施策を我が国社会の真ん中に据えていくため、こども家庭庁を令和 5 年 4 月から創設する。

政府としては、現在厚生労働省が中心となって関係府省庁が連携して取組を進めている児童虐待防止対策について、令和 5 年 4 月以降、こども家庭庁を司令塔としてその取組を強化するとともに、子育て世帯に対する包括的な支援の強化のため、先の通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「令和 4 年改正児童福祉法」という。）の円滑な施行等に取り組んでいく必要がある。

このため、これらのうち、特に重点的に実施することとする取組を別紙のとおり決定して、新たな総合的な対策として示すとともに、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、予算編成過程において検討する。

## 児童虐待防止対策の更なる推進について

### 1 こどもの権利擁護

- ・令和元年度予算で創設されたこどもの権利擁護に係る実証モデル事業により、自治体のこどもの権利擁護のための体制整備を引き続き支援する。
- ・このモデル事業の実績等も踏まえ、令和4年改正児童福祉法において設けるこどもの権利擁護の環境整備の都道府県業務、児童相談所等が行うこどもの意見聴取等の措置、こどもの意見表明等を支援員が支援する意見表明等支援事業について、その体制整備を支援し、着実に実施する。
- ・このため、意見表明等支援員の養成カリキュラムの例の作成及びこれらこどもの権利擁護全般のガイドライン等の作成に向けて検討する。
- ・民法上の懲戒権に関する規定の見直しについては、令和4年2月、法制審議会から、法務大臣に対して答申された「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」に基づき、できる限り早期に改正法案を国会に提出すべく、所要の準備を行う。

### 2 児童相談所及び市町村の体制強化

#### ① 児童相談所及び市町村の人員体制等の質・量双方の強化

(児童相談所の体制強化)

- ・これまで、児童虐待防止対策体制総合強化プラン等により児童福祉司等の増員を図ってきたところであるが、都市部を中心に児童相談所の児童福祉司1人当たりの児童虐待相談対応件数が依然として高い水準にあることから、児童福祉司等の人材確保のための必要な支援に取り組む。
- ・児童福祉司としての勤務経験が3年未満である者が児童福祉司の約半数を占めるなど、専門性の向上が課題となっていることを踏まえ、キャリアモデルの構築により児童福祉司の定着を図る。
- ・令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査やこどもの意見聴取等の仕組みの整備等を行うことから、より一層の関係者との連携した事案への対応ができるよう支援する。
- ・令和5年4月に施行される、児童相談所の設置に関する基準について、管轄区域の基準を満たすことができていない自治体に対して支援を行う。
- ・中核市・特別区における児童相談所の設置を引き続き支援する。

(市町村の体制強化)

- ・児童福祉と母子保健の連携・協力を一層進め、虐待予防や家庭支援を充実するため、令和4年改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター双方の機能を維持した上で組織を見直し、一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとし、その全国展

開を図る。

- このため、安心こども基金を活用し、一体的な相談支援機関の設置に向けた補助を行う（令和3年度補正予算）ことにより、施行を待たずして先行的な取組を支援する。
- また、引き続き現在の子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置を促進し、令和6年度以降のこども家庭センターの設置に向けて人材確保のための必要な支援に取り組む。
- さらに、こども家庭センター等における市町村による相談支援として、個々の支援対象者を支援する際に支援計画（サポートプラン）を策定する。また、サポートプラン等に基づき、訪問、こどもの居場所づくり、親子関係形成など、家庭を支援する事業を市町村が地域のNPOと連携して実施する。

家庭支援事業（※）については支援対象者の様態等を踏まえ、必要と認められる場合には、市町村による利用勧奨や措置により着実に支援を届けていくこととしているが、これらの具体的な運用方法について、市町村と連携しつつ、令和4年改正児童福祉法の施行までに検討を進めるとともに、こうした業務を適切に行うために必要な市町村の体制整備を進める。

※家庭環境や養育環境を支える支援事業の総称。具体的には、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業と、令和4年改正児童福祉法で新設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が含まれる。

（こども家庭福祉の認定資格の導入等による資質の向上）

- 児童相談所、市町村、さらには児童福祉施設や地域子育て相談機関などこども家庭福祉の現場に、ソーシャルワーク等の専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、令和4年改正児童福祉法に基づき、一定の実務経験のある有資格者や現任者が取得する認定資格を導入する。
- この認定資格が多くの方に取得され、資格取得者の現場への任用が進むような方策を検討する。
- 認定資格の施行に向けて、具体的なカリキュラムやその運用方法について検討する。
- 令和4年改正児童福祉法附則の検討規定に基づき、こどもの福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関する資格の在り方等について、令和4年改正児童福祉法の施行後2年を目途に検討する。
- 令和4年改正児童福祉法も踏まえた児童相談所や市町村その他関係機関等における必要な人材を養成する研修等に対し、国としても支援する。
- 児童相談所の職員の専門性向上のため、令和2年度の調査研究で作成した死亡事例の検証結果を用いた研修プログラムについて、改めて自治体に周知する。

(令和5年度以降に向けた児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランの策定)

- ・児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランを年内に策定し、児童相談所や市町村の更なる体制強化を図る。

## ② ICTの活用等による児童相談所の専門性確保、業務効率化及び業務負担軽減

- ・児童相談所における一時保護の判断に資するためのAIツールについて、令和3年度に設計開発にかかる仕様書・要件定義書の策定を行ったところであり、今後、令和4年度から設計開発を行い、令和6年度に全国での運用を開始することを目指す。
- ・「要保護児童等に関する情報共有システム」について、令和3年9月より全国の児童相談所において運用を開始し、こどもの行方不明情報(CA情報)及び転居情報の共有を図っているところ、本システムに係る研修等を行うとともに、市区町村における積極的な活用を促進する。
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び市町村に対する、療育手帳に関する実態調査を通じて、関係機関との連携による、児童相談所における事務負担の軽減につながる方策を検討する。
- ・療育手帳の判定業務の負担の軽減に向けて、全国の自治体で広く活用することができる知的能力等に関する簡便な評価手法の開発について調査研究を行う。
- ・児童相談所の児童福祉司等の増員を図りつつ先駆的な自治体の取組も参考に、ICTの活用等による児童相談所の業務効率化及び業務負担軽減の充実を図る。

## 3 児童虐待の発生予防・早期発見

### ① 相談・支援につながりやすい仕組みづくりや相談窓口の周知

- ・児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した人が速やかに通告することや、子育てに関する悩み相談などを幅広く相談することができるよう児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」及び児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783(いちはやく・おなやみを)」についてインターネットやリーフレットの配布等で周知広報してきたところであるが、認知度の更なる向上のため、引き続き周知広報に努める。
- ・こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、各自治体において相談に対応する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を

対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、人権擁護委員の協力も得ながら行っているところであるが、引き続き周知を行うとともに更なる改善を図る。

- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）において、児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待事案等の早期発見に努めるとともに、児童虐待の当事者等の相談内容に応じて心理教育プログラムを実施するなど、引き続き虐待の未然防止に向けた取組を推進する。また、WEB面談システムを活用するなど、児童虐待の当事者等が相談しやすい環境の整備を図る。

## ② 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進を図っているところであるが、引き続き、教育相談体制の促進を図る。
- ・SNS相談や24時間子供SOSダイヤルを活用した児童生徒等からの相談体制の整備について支援しているところであるが、引き続き、これらの事業を通じた相談体制の整備を図る。
- ・スクールロイヤー（学校で生じる問題に対応する弁護士）の教育委員会への配置を支援するため、教育行政に係る法務相談体制の整備状況に関する調査、手引きの周知及び説明会等の実施を通じて、法務相談体制の整備促進を図る。

## ③ 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・児童虐待の早期発見のため、引き続き、学校・教育委員会と児童福祉部局等との緊密な連携を行い、学校・教育委員会における児童虐待への対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを全国会議等の機会を通じて周知する。
- ・学校長等の管理職に対する研修を推進するため、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を全国会議等の機会を通じて周知する。
- ・幼児や障害のあるこどもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進するため、虐待防止の必要性等に関して周知する。
- ・重大な事案が生じた場合には、教育委員会等の報告を踏まえながら指導・助言するとともに、必要に応じて、生徒指導に関する専門的知見を有する職員を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を周知する。

## ④ 地域における身近な相談機関の新たな整備と家庭支援事業の実施

- ・令和4年改正児童福祉法により、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあ

る身近な相談機関として、地域子育て相談機関を整備する。また、当該機関の円滑な実施に資するため、令和4年度予算において、利用者支援事業（基本型）を実施する自治体が、一体的相談支援機関との連携や地域子育て相談機関としての新たな機能に対応するための「一体的相談支援機関連携等加算」を創設し、必要な経費を支援する。

- ・令和4年改正児童福祉法により、家庭環境や養育環境を支える支援として子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が創設される。これらの事業について、地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、市町村が計画的に整備量を勘案して整備に取り組むとともに、子ども・子育て支援交付金を充当し、体制整備を進める。これらの事業の円滑な実施のためには、法律の施行を待たずに、整備可能な自治体から取組を進めていくことが重要であり、令和3年度補正予算で積み増した安心こども基金を活用し、先行して事業を実施する。
- ・孤立するリスクの高い未就園児等がいる家庭の把握を進めるとともに、アウトリーチによる支援を含めた更なる支援を検討する。

#### ⑤ 支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・性と健康の相談センター（令和3年度までは女性健康支援センター）において特定妊婦と疑われる者や若年妊婦等への支援を引き続き進めていく。
- ・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。
- ・産後ケア事業の全国展開等に向け引き続き取組を進める。
- ・令和4年改正児童福祉法により創設される妊産婦等生活援助事業について、施行までの間、安心こども基金に創設した特定妊婦等支援臨時特例事業を実施する等、特定妊婦等への支援体制を構築する。

#### 4 適切な一時保護の実施

- ・令和4年改正児童福祉法に基づき、児童相談所等が行う一時保護の適正性を確保し、その手続の透明性を確保するため、一時保護の開始時の司法審査を導入する。この仕組みの導入に伴う児童相談所の負担が過大なものとならないよう、その具体的な運用や手続について、実務者から構成される作業チームで検討する。
- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、補助事業等を活用して環境整備を進める。
- ・令和4年改正児童福祉法に基づき新たに都道府県等が策定することとなる一

時保護所の設備・運営基準の内容について、適切なものとなるよう施行までに検討する。

- 新たに策定する一時保護所の設備・運営基準において、児童相談所が第三者評価を受審することを定めるとともに、平成 30 年度調査研究で作成した一時保護所の第三者評価のガイドラインも踏まえ、具体的な評価項目を検討する。
- 平均入所率が 100%を超えている一時保護所がある自治体が定員超過解消計画を策定し、厚生労働省が承認した場合における一時保護所の新設や増改築等の整備費に係る補助嵩上げ（1/2→9/10）により引き続き一時保護所の定員超過解消を図る。
- 各自治体で社会的養育推進計画や定員超過解消計画に基づき、必要な一時保護の定員設定や職員の研修等の専門性向上が図れるよう引き続き支援する。
- 原籍校との連携も含めた一時保護中の学習機会の確保に向けた支援について検討する。

## 5 社会的養護の充実

- 令和 4 年改正児童福祉法を踏まえ、社会的養育推進計画に新たに盛り込むべき内容や、各都道府県等において効果的に P D C A サイクルを運用するための取組の評価指標の検討などを行う予定であり、これによって得られた結果を踏まえ、今後、計画の策定要領の見直しを行う。
- 令和 4 年改正児童福祉法により里親支援センターを児童福祉施設として位置づけたところ。施行に向けて、里親支援センターの設備・運営基準や第三者評価基準等の検討を進める。また、里親のリクルート及びアセスメントから、里親に対する研修、マッチング、養育支援、措置解除後の支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援を引き続き推進する。
- 令和 4 年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化を位置づけたところ。施行に向けて、運営基準やガイドライン等の検討を進める。また、児童養護施設退所者等に対して居住の支援、生活費・学習費の支援、生活や就労に関する相談業務を行うなど、引き続き自立支援を推進する。
- 令和 4 年改正児童福祉法において、必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるよう、児童相談所の委託を受けて児童家庭支援センター等の民間機関が実施する在宅指導措置に係る費用について、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について義務的経費化したところ。施行に向けて、適切な在宅指導措置のあり方の検討を進める。また、在宅指導措置を積極的に活用することで、引き続き児童虐待の発生予防を推進する。
- 各地域ごとの状況に応じた社会的養育の体制整備を図ることが重要であり、施設、里親等が相互に連携した支援体制を構築していく。

## 6 親子再統合への支援強化

- 令和4年改正児童福祉法において、都道府県等において親子関係の再構築のための親子再統合支援事業を実施することとしており、令和元年度から令和3年度において実施した保護者支援プログラムに関する調査研究も踏まえ、同事業のガイドラインの作成に向けて検討する。

## 7 関係機関における事案への対応の強化

- 児童虐待による死亡事例等を踏まえ、親の交際相手等に対しても、こどもの安全確保の観点から調査等の必要な対応を講ずることや、交際相手等が保護者に該当しなくても加害の実態に鑑みて適切にリスク評価を行うこと等を全国の自治体に通知したほか、各都道府県警察に対し児童相談所や市町村からの照会や援助要請等への適切な対応や情報共有等の連携の強化を依頼したところであり、引き続き、これらの内容について周知徹底を図る。
- 虐待などの困難を抱える子どもたちは、その実態が見えにくく、支援が届きにくいという課題がある。地方自治体において、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、分散管理されている教育・保健・福祉等の子どもに関する情報やデータを分野を越えて連携させ、要保護児童対策地域協議会（要対協）等において活用するなど、潜在的に支援が必要な子どもを早期に発見し、プッシュ型の支援につなげる取組を推進する。
- 要保護児童等の早期発見や保護のみならず、個々の家庭の実情に応じた支援を行うためには、要対協において、地域の関係機関が子どもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。支援にかかわるNPOや子ども食堂など多様な民間機関の要対協への参画を進め、行政機関が連携・協働してケース検討会議や支援を行うことができるよう、好事例の収集とともに個人情報の適切な保護と民間機関との情報共有の在り方について調査研究を実施し、令和4年4月に自治体に周知を行ったところであるが、引き続き、要対協の実効性を高めるための方策について検討する。
- 警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、引き続き、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組むとともに、事案対応時の危険度判定について、先端技術を用いて更なる高度化を図る。

## 8 DV対応と児童虐待対応との連携強化

- DV対応と児童虐待対応の連携等について、男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会の下に設置された「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」において議論を行っており、ワーキング・グループにおける議論の結果を踏まえ、必要な対応を行う。
- DV被害者支援における、加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検



討を進めることにより、多機関連携等支援体制の充実を図る。

- ・DV被害のある家庭に対する通告受理後の適切な支援・措置を行うことができるよう、警察からの面前DVに係る通告等について、その内容や通告等受理後の支援や措置状況を分析するなどして、その対応の在り方について検討する。

## 9 障害児支援の充実

- ・令和4年改正児童福祉法により、児童発達支援センターについて、地域における障害児支援の中核的な支援機関としての役割を担うことが明確化されたことを踏まえ、児童発達支援センターが役割・機能を総合的に果たすことで、地域全体の障害児の支援の質の底上げが図られるよう取組を進める。その際、社会的養護の関係機関等と十分に連携・協同が行われるよう留意する。
- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施や巡回支援専門員の配置を進め、障害のあるこどもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

## 10 関係機関との連携強化

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の令和6年4月の施行に向けて、困難な問題を抱える女性及び当該女性が監護すべきこどもへの支援を適切かつ円滑に行うため、婦人相談所及び婦人保護施設と児童相談所その他の関係機関との緊密な連携が図られる体制の整備に取り組む。
- ・こどもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、こどもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察の間で情報共有を行うとともに、協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。
- ・児童相談所の医師及び保健師の配置について引き続き推進するとともに、法医学者との連携も含め、医療機関との連携を支援する。
- ・少年院において、DVや虐待などによりトラウマを抱える人への支援を行う団体等による在院者向け講話や職員研修を実施し、より一層適切な指導や支援を実現するための取組を進めるとともに、保護観察所において、引き続き、保護観察対象者の被虐待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、事案に応じた適切な指導や支援に取り組む。

（おわりに ～こども家庭庁による司令塔機能の発揮について～）

上記の児童虐待防止に関する施策の検討、実施も含め、こども家庭分野の施策の推進に当たっては、様々な分野にまたがる複雑・高度な課題の解決策の検討等も含め、常にこどもの最善の利益を第一に考えて対応していくことが求められる。このため、令和5年4月に創設されるこども家庭庁が司令塔

機能を発揮し、こどもや家庭が抱える様々な課題に対し、制度や組織による縦割りの壁を克服し、関係省庁と連携し、政府一丸となって取り組む。また、こどもまんなか社会の実現のため、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む。